

## 福岡山の会会則

### (名称)

第1条 本会は福岡山の会と称する。  
略称を「F. Y. K.」とする。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は共同事務所（ルーム）に置く。  
住所：福岡市中央区渡辺通2丁目8-29  
都地ビル303号

### (目的)

第3条 本会は山岳同好者で組織し、登山の実践および研究並びにその普及を図るを目的とする。

### (事業)

第4条 本会に前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 登山会の開催。
- 2) 機関誌の発行。
- 3) 研究会、講演会等の開催。
- 4) その他必要なる事業。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。  
会長1名、副会長1名、評議員若干名、委員若干名、  
会計監査1名。  
1) 会長は本会を代表し会務を統理する。  
2) 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代行する。  
3) 評議員は本会の諮問機関とする。  
4) 委員は委員会を組織し会長統率の下に会務の計画審議を行う執行機関とする。但し必要ある場合については評議員に諮り処理する。

### (役員を選出)

第6条 1) 本会の会長、副会長及び評議員は総会に於て、推挙承認する。  
2) 委員、会計監査は総会に於いて選任する。  
3) 名誉会長は総会に於いて、推挙承認する。

### (役員任期)

第7条 1) 会長、副会長、評議員及び会計監査の任期は2年とする。  
2) 委員の任期は1年とする。  
3) 重任することができる。又補欠により就任した者の任期は前任者の残存期間とする。

### (総会)

第8条 総会は毎年11月に開催し、各事業、並びに会計の決算を会員に報告し、次年度の事業計画を提案する。  
1) 会長が必要と認めた場合は臨時総会を招集することができる。  
2) 総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成を

必要とする。

### (集会)

第9条 定例集会は、原則として次により行うものとする。但し変更の場合は、その旨会員に事前に通知しなければならない。

- |         |         |
|---------|---------|
| 1) 月例集会 | 毎月第1水曜日 |
| 2) 委員会  | 毎月第1水曜日 |

※委員会は原則として集会の中で同時開催とする。但し、これによれない場合は第2水曜日とする。

- |        |         |
|--------|---------|
| 3) 研究会 | 毎月第3水曜日 |
|--------|---------|

### (会員)

第10条 本会の会員は、通常会員と名誉会員の2種とする。

- 1) 通常会員は所定の会費納入者。
- 2) 名誉会員は本会創立発起人及び歴代会長とする。

### (会計)

第11条 本会の経費は会費、寄付金及び、その他の収入で、会の運営上必要な金銭の支出を行うものとする。但し特別の出入金については委員会に於て処理する。

- 1) 会計帳票類の保管期間は5年とする。

### (会費)

第12条 会費は、年額10,000円とし、毎年1月末迄に納入しなければならない。

- 2) 名誉会員は、会費納入を免除することができる。
- 3) 会費未納金額が1年間に達した者は除籍処分にあることがある。但し第15条第1項にいう手続きをふんだ者はこの限りではない。
- 4) 退会者及び除籍処分者は会費未納がある場合は、その全額を速かに払い込まなければならない。
- 5) 除籍処分者は特別の理由なき限り復会は認めない。  
5) 年度途中からの入会者は年会費から経過した月数を減じた残余の月数に1,000円を乗じた金額とする。但し、10,000円を上限とする。
- 6) 家族会員の会費は、半額とする。この時、会誌は配付されない。

### (事業運営)

第13条 事業運営は総会及び委員会の決議によって行い次に定める委員会の各係が執行するものとする。又各委員はその任を充分に果たすと共に各係の連係を密にして、一般会員の啓蒙につとめなければならない。

#### 1) 総務係

1. 企画、渉外に関する事。
2. 公印保管に関する事。
3. 各種文書の収発保管に関する事。

4. その他各係に属さない事項を処理する事
- 2) 会計係
1. 会費徴収、寄付金等の収受に関する事。
  2. 予算書作成、執行並びに決算報告に関する事
- 3) 山行係
1. 山行計画書作成、執行に関する事。
  2. 登山会の運営に関する事。
  3. 登山届、山行記録の収受伝達に関する事。
  4. その他山行・用具に関する一切の業務。
- 4) 集会係
1. 集会計画の立案、執行に関する事。
  2. 議事録の作成伝達に関する事。
- 5) 編集係
1. 会誌の編集、発行に関する事。
  2. その他の文書の編集、発刊に関する事。
- 6) ホームページ係
1. ホームページの作成、管理に関する事。

(入退会の手続)

- 第14条
- 1) 入会希望者は会員1名の紹介を得て、所定の申込書により入会申込を行うものとする。
  - 2) 申込と同時に入会金1,000円及び所定の会費を納入する事。
  - 3) 申込書受理後は委員会に於いて審理の上、その諾否決定を申込者に通知する。
  - 4) 入会を許可された者は会誌に登録される。
  - 5) 退会希望者は速やかに書面を以て届出る事。委員会で会費納入状況その他を審理承認の上、退会承認または除籍を決定する。
  - 6) 復会者は新しい会員番号を付与する。

(会員の義務)

- 第15条 会員は常に登山の実践、研究を図り会員相互の親睦を心掛け、当会の名誉を傷つける事のない様にしなければならない。
- 次の場合には必ず担当係迄に書面を以て届出る事。もしこの義務を欠いた場合には本会として一切の責任を負わないものとする。
- 1) 特別の事情により会費納入ができ難い時は届出る事。但し、2年を限度とする。
  - 2) 本会の登山会及び私的な山行に際しては登山届を提出し、終了後速かにその結果を報告する事。  
(総務・山行係)
  - 3) 住所、勤務先及び氏名等に移動を生じた時。  
(総務係)
  - 4) 会誌等への原稿は、事後10日以内に提出する事。  
(編集係)
  - 5) 会承認山行に参加する者は必ず山岳保険に加入しなければならない。

(遭難事故)

- 第16条 山に於ける会員の事故については、会長は直ちに対策委員会を設け、速かに事態の收拾を図る。
- 1) 対策委員会は主に評議員、委員を以て構成する。
  - 2) 遭難対策基金の積立を図る。この積立金は会費、寄付金その他の収入によって行う。
  - 3) 会員に事故が発生した場合、その費用は原則として本人及び、その家族が負担するものとする。従って、会員は不測の事故に備えて遭難対策等として保険に原則として加入し、対処手段を平常より講じなければならない。

(年度区分)

- 第17条 本会の事業及び、会計年度は11月1日より翌年10月31日までとする。

(表彰)

- 第18条 以下に該当する者は総会で表彰する。
- 1) 50年会員 在籍50年を経過した会員は、これを表彰する。

(会則の変更)

- 第19条 本会会則の変更は、総会の議決によるものとする。

施行 昭和7年8月1日  
 改正 昭和35年11月  
 昭和55年11月9日  
 平成15年11月8日  
 平成16年11月6日  
 平成17年11月5日  
 平成19年11月10日  
 平成29年11月11日  
 平成30年11月10日



福 岡 山 の 会